

遺贈寄附における連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、乙による遺言信託及び遺産整理業務等（以下「遺言信託等」という。）の利用により甲への寄附を希望する者（以下「丙」という。）の社会貢献を実現したいとの篤志を受け入れるために、乙の信託業務機能によって、甲・乙互いに協力すること及びそのための運営に関わる具体的な事項について、次のとおり合意したので、本協定書を取り交わす。

（甲による乙への紹介と乙の業務遂行等）

第1条 甲は、丙より甲に対する寄附に関し協力希望の申出があり、その協力希望の内容が遺言信託等に関連するものである場合には、丙の同意を得た上で、書面により丙を乙に紹介する。この際、乙は、甲が他の金融機関全てに対しても併せて丙を紹介することを妨げない。

2 前項の紹介を受けた場合、乙は、丙に対して誠意をもって遺言信託等の説明を行い、その相談を受けるものとする。ただし、遺言信託等の受託の可否については、乙において判断するものとする。

3 丙から、甲を紹介することなく、直接乙に対し、甲に対する遺言信託等の希望の申出があった場合にも、乙は前項と同様の対応を行うものとする。

4 丙が希望する甲に対する寄附の遺贈内容に関し、対象財産が金銭以外の財産である場合又は甲に対する寄附に関し何らかの条件・負担が付されている又は付すことが想定される場合には、乙は丙に対しコンサルティングを行うことができるものとする。

（守秘義務）

第2条 守秘義務遵守の要請上、丙の相続開始前には、乙は、丙の氏名・甲への遺贈内容を含む遺言内容・その他丙の遺言寄附に関する事項は原則甲に告知せず、甲もこれを乙に求めない。

2 丙の相続開始後、乙が遺言執行者に就職した場合には、乙は速やかに甲に遺贈内容を通知して遺贈手続きをすすめるものとし、甲は必要な協力を行う。

（広報活動及び公表の同意）

第3条 甲と乙は、本協定書に基づいて対外的に遺言信託等にかかる広報活動を行う場合、又は自らに関するパンフレット等の対外文書を作成し発表する場合には、事前に相手方の了承を得るものとする。ただし、本協定書が解除された場合、甲と乙はただちにこれらの広報活動等を中止するものとする。

(手数料・報酬)

第4条 甲が紹介した丙が、乙と遺言信託等の契約を締結した際の、乙の受け取るべき手数料・報酬は、乙規定の手数料・報酬とする。

2 本協定に基づく業務提携について、甲乙とも相手方当事者に対して、手数料・報酬の支払を要さないものとする。

(暴力団排除条項)

第5条 甲、乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲、乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲乙が、本条第1項または第2項の確約に反したことを理由として相手方が本協定を解除する場合、相手方は何らの催告を要さずして、一方的な通知により本協定を解除することができる。この場合、解除の効力は解除通知の発信時に生じるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第6条 本契約は日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。

2 甲、乙は、本契約から生じ、または本契約に関連した係争については、その訴額により名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(協議事項)

第7条 甲と乙は、信義に基づいて誠実にこの協定を履行する。本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、解決を図るも

のとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日より起算して1年後の応答月の末日とする。
ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による申し出がない場合は、本協定書は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙のそれぞれが記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2025年 5月 12日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
尾張旭市長 柴田 浩

乙 名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取 藤原 一郎